

# 大分県災害対策本部条例

昭和三十七年十月十九日  
大分県条例第四十一号

大分県災害対策本部条例をここに公布する。

大分県災害対策本部条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第八項の規定に基づき、大分県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平八条例九・一部改正、平二十五条例二・一部改正)

## (組織)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第四条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平八条例九・追加)

## (地方組織)

第五条 災害対策本部長は、地方における防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部に地区災害対策本部を置くことができる。

2 地区災害対策本部の組織、所管区域及び所掌事務は、災害対策本部長が定める。

(昭四一条例二五・一部改正、平八条例九・旧第四条繰下)

(雑則)

第六条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平八条例九・旧第五条繰下)

附 則

この条例は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則(昭和四一年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年条例第十六号)

この条例は、公布の日から施行する。